



大津市公報

令和4年12月22日
号外(第61号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条

- 61 大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例…………… 1
- 62 大津市災害等対策基本条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第61号

大津市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

大津市議会議員政治倫理条例(平成23年条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査結果等の公表) 第10条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条第1項に規定する陳述書が提出されたときは、陳述書の全部又は概要を合わせて公表するものとする。 (措置) 第11条 一略一 2 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講じ、これを公表しなければならない。	(審査結果等の公表) 第10条 議長は、審査の結果を <u>速やかに</u> 公表しなければならない。この場合において、前条第1項に規定する陳述書が提出されたときは、陳述書の全部又は概要を合わせて公表するものとする。 (措置) 第11条 一略一 2 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講じ、 <u>速やかに</u> これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市災害等対策基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第62号

大津市災害等対策基本条例の一部を改正する条例

大津市災害等対策基本条例(平成27年条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 前文 第1章～第6章 一略一 第7章 補則(第32条— <u>第36条</u>) 附則 (避難)	目次 前文 第1章～第6章 一略一 第7章 補則(第32条— <u>第35条</u>) 附則 (避難)

第14条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。

2 一略一

(おおつ防災の日)

第34条 市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。

2 おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。

3 市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第35条 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第36条 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

第14条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難に関する情報の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。

2 一略一

(財政上の措置)

第34条 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第35条 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。